

令和7年長浜市農業委員会12月定例総会会議録

令和7年12月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（36人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
11番 宮澤 幸次	12番 中川 亜希
13番 北川 富美子	14番 山口 衛
15番 清水 多枝子	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	18番 下司 治一
19番 宮元 孫善	20番 吉川 尚宏
21番 森 勘十	22番 中川 哲博
23番 弓削 美穂	26番 大谷 正人
27番 伊藤 泰子	28番 多賀 正和
29番 廣部 重嗣	31番 間所 秀夫
32番 角田 功	33番 橋本 治太郎
34番 小林 治一良	35番 筒井 伸彦
36番 服部 昇司	37番 山内 祥子

2. 会議に欠席した委員

24番 田中 義人

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	大塚 邦生
副参事	近藤 英昭	主査	林 清次	主事	市川 紘生

4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第92号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第93号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第94号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第95号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

9番	阿辻 康博	10番	大塚 高司
----	-------	-----	-------

午後1時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会12月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち、36名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、11月17日、農業委員会の県外研修に、会長をはじめ20人の委員にご参加をいただき、事務局で随行させていただきました。金沢市の石川県農林総合研究センター、あわら市のあわら農楽ファーム、ピアファームをご視察いただきました。

11月19日、滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は、本市から諮問案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしておりません。

11月20日、滋賀県都市農業委員会連絡協議委員会の視察研修がございました。奈良県橿原市の株式会社鞆工房山本 藤原京菜園、宇陀市の有限会社山口農園を会長にご視察いただき、事務局も随行させていただいております。

11月26日、農業委員会の農地相談会を、余呉と高月のまちづくりセンターにおいて開催いたしまして、関係の委員に相談対応をしていただきました。

11月27日、農業委員会等に関する議員懇話会、滋賀県農業会議の主催によります本県選出の国会議員との意見交換会が、衆議院の議員会館において開催されましたので、会長にご出席をいただきまして、事務局が随行させていただきました。

また、同日、全国農業会議所の全国農業委員会会長代表者集会在、東京都の文京シビックホールにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただきました。

12月4日、滋賀県農業会議主催の農業委員農地利用最適化推進委員研修会が、彦根市の文化プラザにおいて開催されましたので、会長をはじめ15人の委員にご出席をいただき、事務局も出席いたしました。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が16件、4条申請が3件、5条申請が10件、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る12月3日に、当番委員であります、35番 筒井委員、36番 服部委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

注意事項は以上でございますが、会議に入ります前に、先月の総会におきまして、議案審議の農業振興地域整備計画の変更に係る質疑の中で、市の農業振興課が一部お答えできなかった点がございましたので、市の農業振興課の方からご説明いただきます。

(農業振興課)

前回の11月の総会におきまして、令和7年9月に受付をしました農振除外申出に関する議案を付議いたしましたところ、2つの案件に対し、除外により残された土地の取扱いに関する質問がございましたことから、説明をさせていただきます。

弓削町の残地についてですが、場所は除外申出地と北側にある水路に挟まれた残地です。

先般の総会において、残地につながる進入路がないということで、除外転用後における農地の管理、利用方法はどのようになるのかというご質問について、11月の総会后、申出者に確認したところ、申出者である会社の関係者が畑として利用されるということです。

残地への進入方法は、今回の除外申出地内を、通行できるように対応することになりました。土地利用計画図等によりますと、除外申請地の中を通り、北側の農地にアクセスするというようになっております。

続きまして、2つ目です。

木之本町木之本の残地についてです。

こちらにつきましても、先ほどの弓削町と同様に、除外申出地の奥に農地が少し残ることになりますので、農地への進入方法について回答します。

申出者である事業者に聞き取りを行いまして、現在、残地の進入路は設ける予定はないと話されており、地権者が自己所有地の農地を出入される場合は、今回の除外申出地内を、いつでも通行できるように調整されたことを確認いたしました。

また、申出者は、駐車場等の整備を計画されており、残地の農地との高低差が生じますが、段差を解消する階段やスロープの設置につきましても、地権者と協議して、調整を進めるとお答えをいただきました。

申出者からは、現在の地権者とは調整をされていますが、もし、別の方が残った農地を使用される場合につきましては、新しく当該農地を使いたいという方が、どのように農地を管理、利用されるのかを確認したうえで、意向に沿うように適宜対応していくと、お答えをいただいております。

以上、この2つを回答として、ご報告させていただきます。

当課としましては、將亦会長はじめ、廣部委員、中川半弥委員からいただいた、ご指摘、ご意見を踏まえ、除外見込みを判断する際の要件を改めて確認した次第です。

今後におきましては、このたびの案件のように、残地への進入路の確保や不適正な農地管理を招かない対応策などについて、農業者の視点でしっかりと確認しておくとともに、現地確認により、現状を詳しく調査し、除外地周辺における農地の適正な管理、利用、農業経営等に支障をきたすことのないよう、十分に確認したうえで、除外手続を適正に進めてまいります。

以上となります。

(事務局)

今ほどの説明でご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

ご質問がなければ、会議に入らせていただきます。

この後の進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告がありますので報告させていただきます。24番 田中義人委員が欠席です。

次に議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、会長において、9番、阿辻康博委員、10番、大塚高司委員を指名します。両委員、よろしくをお願いします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料3から9ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、11月中に届出のあった17件、65筆、70,928㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

3条の3の届出の報告は、以上です。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料10ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところではあります。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、新庄寺町地先、畑2筆、合計323㎡を駐車場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の1ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。

周囲の状況は、面積188㎡の届出地の方が、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地、面積135㎡の届出地の方が、東側は宅地、西側は道路、南側は水路、北側は宅地です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料11ページをご覧ください。

今月は3件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、八幡中山町地先、畑2筆、36.38㎡を売買により駐車場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の2ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、面積32㎡の届出地の方が、東側は畑、西側は道路、南側は里道、北側は宅地、面積4.38㎡の届出地の方が、東側は道路、西側は畑、南側は里道、北側は宅地です。

番号2、土地の表示、新栄町地先、畑1筆、716㎡を売買により分譲宅地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の3ページをご覧ください。

届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地です。

番号3、土地の表示、新栄町地先、畑1筆、43㎡を売買により分譲宅地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の4ページをご覧ください。

届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、12月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料12ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計9筆の解約の通知がありました。

内訳は、田9筆、合計15,444.61㎡の解約です。

番号1と番号2は、農地中間管理事業による解約で、転用目的の解約です。番号3は、農地中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号4から番号6は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、質問等があれば承りたいと思います。

(会長)

質問等もないようですので、審議議案に移ります。

議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今月の3条申請は16件あります。いずれも農地法施行規則に定める必要な記載事項、必要書類に不備はありませんでしたので、受付をいたしました。

それでは議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

議案書は13ページから16ページです。

申請番号1、土地の表示、榎木町地先、白地の畑、面積は694㎡です。申請地は、野菜の作付けがされていました。譲渡人は別の場所に居住しており、現在、同じ集落に住む譲受人が耕作されています。申請者は兄弟で、今回、贈与で話がまとまり申請されました。

申請番号2は、申請地が2筆あります。

申請番号2(1)、土地の表示、湖北町南速水地先の田、面積は929㎡です。申請地は白地の田で、現在は、水稻の耕作後の状態でした。なお、申請地は地域計画の対象地ではありません。

申請番号2(2)、土地の表示、湖北町南速水地先の畑、面積は77㎡です。申請地は、一部野菜の作付けがされていました。

以上、2筆について、現在、譲受人が耕作されており、売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、大路町地先の畑、面積は185㎡です。申請地は、白地の畑で、現在、野菜の作付けがされていました。申請地の横が譲受人の住宅で、これまでから譲受

人が耕作をされていました。今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4は、申請地が11筆あります。

申請番号4（1）、土地の表示、高畑町地先の青地の田、面積2,000㎡です。

申請番号4（2）、土地の表示、高畑町地先の青地の田、面積1,358㎡です。申請地は、申請番号4（1）と（2）の2筆を一つとして水稻の作付けがされています。

申請番号4（3）、土地の表示、高畑町地先の青地の田、面積1,201㎡です。申請地は、稲刈り後の状態でした。

申請番号4（4）、土地の表示、上野町地先の青地の田、面積は2,845㎡です。

申請番号4（5）、土地の表示、上野町地先の青地の田、面積は3,643㎡です。申請地は、申請番号4（4）と（5）の2筆を一つとして水稻の作付けをされています。

申請番号4（6）、土地の表示、北野町地先の青地の田、面積は1,281㎡です。

申請番号4（7）、土地の表示、北野町地先の青地の田、面積は1,000㎡です。申請地は、申請番号4（6）と（7）の2筆を一つとして水稻の作付けをされています。

申請番号4（8）、土地の表示、池奥町地先の青地の田、面積は1,805㎡です。申請地は、一枚の田の奥側の農地です。手前は譲受人の農地で、現在、譲受人が一体的に耕作をされている状況です。

申請番号4（9）、土地の表示、池奥町地先の白地の畑、面積は37㎡です。申請地は、山際にある畑で、現在耕作はされていませんが、利用は可能な状態です。

申請番号4（10）、土地の表示、池奥町地先の青地の畑、面積は91㎡です。申請地は、特に作付けはされていませんが、すぐに利用は可能な状況です。

申請番号4（11）、土地の表示、池奥町地先の青地の田、面積は814㎡です。申請地は、現在、除草等の管理がされている状況です。

以上、11筆については、現在、譲受人が耕作、管理をされています。今回、売買で譲渡される予定ですが、地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており、問題はないと考えます。

申請番号5、土地の表示、大路町地先の青地の畑、面積は513㎡です。申請地は、一部野菜の作付けがされていました。譲受人は、これまでから申請地の隣の譲受人所有の畑と一体的に耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は地域計画の対象地に設定されていません。

申請番号6は、申請地が10筆あります。全て青地の田になります。

申請番号6（1）、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は1,483㎡です。

申請番号6（2）、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は794㎡です。申請番号6（1）と（2）は、一体的に利用され、現在、耕起されている状況です。

申請番号6（3）、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は2,845㎡です。申請地は、6（1）、（2）の西隣で、稲刈り後の状況でした。

申請番号6（4）、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は501㎡です。申請地は、

耕起がされている状況です。

申請番号6(5)、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は2,824㎡です。申請地は、耕起されている状況です。

申請番号6(6)、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は2,787㎡です。申請地は、豆の作付けがされている状況です。

申請番号6(7)、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は2,574㎡です。申請地は、そばの作付け後で、耕起がされている状況です。

申請番号6(8)、土地の表示、湖北町海老江地先の田、面積は2,920㎡です。申請地は、大豆の作付け後でした。

申請番号6(9)、土地の表示、湖北町延勝寺地先の田、面積は3,103㎡です。申請地は、耕起されている状態でした。

申請番号6(10)、土地の表示、湖北町延勝寺地先の田、面積は1,537㎡です。申請地は、そばの作付け後で、耕起がされていました。

以上、10筆全て、譲受人が耕作をされており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はないと考えます。

申請番号7、土地の表示、高月町柏原地先の白地の畑、面積256㎡です。申請地は、譲受人住宅の横にある畑で、現在、野菜の作付けがされており耕作可能な状況です。譲渡人と譲受人は親子関係で、贈与での申請です。

申請番号8、土地の表示、木之本町木之本地先、白地の畑、面積は225㎡です。申請地は、一部野菜の作付けがされていました。申請地は、譲受人の住宅の隣にあり、現在も譲受人が耕作されており、引き続き耕作をされることから、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号9、土地の表示、高月町馬上地先の白地の畑、面積は387㎡です。申請地は、現在、除草や伐採等をされており、管理をされている状況でした。譲渡人は施設に入所されており、今回、財産処分を進めるなかで、隣の住宅と併せて譲受人が購入されることから申請されたものです。

申請番号10、土地の表示、余呉町国安地先の白地の畑、面積は853㎡です。申請地は、一部、野菜の作付け、一部、樹木等の伐採がされている状況です。譲渡人は県外に居住のため管理が困難なため、同じ集落の譲受人に贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11、土地の表示、常喜町地先の青地の畑、面積は415㎡です。申請地は現在、豆の作付けがされていました。今回、譲受人が野菜の耕作をする計画で、売買の話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は地域計画の対象地ではなく、問題はないと考えます。

申請番号12、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は3,018㎡です。申請地は、譲受人が耕作されており、現在は稲刈り後の状態で、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画も譲受人が耕作者に設定されており問題はないと考えます。

申請番号13、土地の表示、木之本町田部地先の畑、面積は152㎡です。申請地は、一部耕起がされていきました。今後も野菜の作付けをされる計画です。譲受人は、申請地の西側に居住しており、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号14、土地の表示、木之本町田部地先の白地の畑、面積は90㎡です。申請地は、現在、防草シートが敷かれており、今後、耕起すれば利用可能と考えます。譲受人は、申請地の南側の住宅に住んでいる方で、今後、野菜を作付する計画です。

申請番号15、土地の表示、三田町地先の青地の畑、面積は358㎡です。申請地は、一部野菜の耕作がされていきました。譲渡人から農地の処分の相談があり、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号16、土地の表示、曾根町地先の白地の畑、面積は280㎡です。申請地は、雑草等が繁っていますが、除草等を行えば利用は可能な状況です。譲受人は、申請地周辺の農地を耕作されており、一体的に利用するために、購入を計画され申請されたものです。

以上、今回申請の16件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上、議案第92号について、説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明がありました議案第92号について、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。今回は、30番 池田美由紀委員が該当します。

それ以外に該当者はおられないと思われませんが、お気づきでしたら、挙手をお願いします。

対象の委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

賛成多数でありますので申請どおり許可することといたします。

次に、議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明

をお願いします。

(事務局)

議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書17ページをご覧ください。

議案第93号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付をしております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

なお、案件については、去る11月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、6番 中川半弥委員、11番 宮澤幸次委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年12月3日に35番 筒井伸彦委員、36番 服部昇司委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

サイドブックス保存資料の令和7年12月総会、転用申請、1ページの地図をご覧ください。

申請番号1、曾根町地先の案件です。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、2ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、住宅敷地として使用されております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号1について報告します。3ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、曾根町地先、畑149㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

4ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、所有者の先代が35年ほど前に住宅の一部とし

て物置を建築され、現在に至っております。

このたび、相続財産の整理をしていたところ、転用許可が得られていないことが判明し、転用申請を出されたものです。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、住宅敷地の南側の側溝に排出されており、周辺に農地がないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、三田町地先の案件です。

5ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、6ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場、住宅敷地として利用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号2について報告します。7ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、三田町地先、畑284㎡のうち59㎡、転用目的を駐車場、住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

8ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、所有者が2か月前に、敷地を造成して駐車場等を整備するために、工事に着手したところ、農業委員からの指摘を受けて工事を停止し、現在に至っております。このたび、農業委員からの指示を踏まえ、転用申請を出されたものです。なお、農地法の手続を行う前に工事に着手したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、内保町地先の案件です。

9ページの地図をご覧ください。

申請地は、集落の東側に位置します。都市計画法の用途区域に指定されていることから、第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、分譲宅地敷地とする計画となっております。本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号3について報告します。11ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、内保町地先、田2筆494㎡、転用目的を分譲宅地敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は道路、北は農地です。

12ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に一部造成されています。これは、所有者が17年ほど前に、近隣の敷地の造成工事で発生した残土の一時仮置場として使用しており、その後、一定の残土は搬出したものの、一部は現場に残ったままで、現在に至っております。

このたび、分譲宅地として整備することになり、転用申請を出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、新設水路等を通じて、または敷地東側及び南側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第93号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

(会長)

ございませんか。

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

議案第93号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第94号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第94号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書18ページをご覧ください。

議案第94号につきましては、今月の締切までに10件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

案件につきましては、先の議案第93号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、湖北町五坪地先の案件です。

13ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。申請地は農振農用地で、原則、転用できませんが、農業用施設等の設置であれば転用可能であり、地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

また、農業振興地域整備計画の軽微変更の手続は、完了していることを確認しております。

続きまして、14ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、農機具資材格納ハウスとする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号1について報告します。15ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、湖北町五坪地先、田2,154㎡のうち500㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農機具資材格納ハウスとした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は水路です。

16ページの写真をご覧ください。

借受人は新規就農者で、祖父名義の農地を借り受けて農機具資材格納ハウスを建築することになり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、水路を通じて、敷地北側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、高月町井口地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号2について報告します。19ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、高月町井口地先、畑124㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は農地です。

20ページの写真をご覧ください。

借受人夫妻が妻の母親名義の土地を借り受けて、住宅を建築することになり、転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の道路側溝を通じて排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号 3、東上坂町地先の案件です。

21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、22ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場とする計画になっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号 3 について報告します。23ページの航空写真をご覧ください。

番号 3 は、土地の表示、東上坂町地先、田580㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は雑種地、北は道路です。

24ページの写真をご覧ください。

土木建設業を営んでいる借受人が妻の父親名義の土地を借り受けて、自宅の建築予定地の横に資材置場を設置することになり、転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地北側の水路に排出される計画になっており、周辺に農地もなく、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号 4、西浅井町庄地先の案件です。

25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、26ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、農業用資材置場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号 4 について報告します。27ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、西浅井町庄地先、田884㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は農地です。

28ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、譲渡人が、30年以上前に農地の維持が難しくなり、地元の業者が林道設置工事で発生した山土や重機置場として一時期使用されており、その後、譲受人が田んぼから搬出した土の仮置場として使用され、現在に至っております。このたび、譲受人が申請地を購入することになり、転用申請が出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、余呉町東野地先の案件です。

29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、30ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、庭敷地として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号5について報告します。31ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、余呉町東野地先、田501㎡、契約内容は交換で、転用目的を庭敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は宅地です。

32ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、35年ほど前に、譲受人が親族から土地の贈与を受けて住宅を建築し、その数年後、自宅横の親族名義の土地について転用許可を得ずに庭を整備され、現在に至っております。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提

出をもって転用申請を受けることもやむを得ないと判断をいただいております、転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の水路に排出されており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、本庄町地先の案件です。

33ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、34ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号6について報告します。35ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、本庄町地先、畑105㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は雑種地、北は雑種地です。

36ページの写真をご覧ください。

譲受人が個人経営で土木建設業を営んでおり、自宅の一部を事務所として使用されており、慢性的に駐車場が足りない状況が続いているため、駐車場として使用するために申請地を購入することで話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、上野町地先の案件です。

37ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、38ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場、廃材置場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号7について報告します。39ページの航空写真をご覧ください。

番号7は、土地の表示、上野町地先、田59㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場、廃材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は雑種地、北は宅地です。

40ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、50年ほど前に道路整備がなされ、申請地が残地として残されたものの、農地として使用できる状況になかったため、工事残土が入れられて草木等が生い茂っている状況でしたが、先月、それらが撤去されて、現在に至っております。

このたび、申請地の北側でリサイクル業を営んでいる譲受人が、自身の敷地内で収まらなくなった資材、廃材の置場を、新たに設置するために申請地を購入することで話がまとまり、転用申請が出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は敷地西側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、大依町地先の案件です。

41ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、42ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場とする計画になっております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号8について報告します。43ページの航空写真をご覧ください。

番号8は、土地の表示、大依町地先、田1,319㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は水路、北は農道です。

44ページの写真をご覧ください。

申請地は、一部造成されています。これは、借受人が父親名義の申請地を個人経営している土木建設業の資材置場として使用するために、令和4年2月に農振除外の手続を完了したものの、農地転用の手続をせずに、一部造成のうえ、資材置場として使用していることが判明したものです。その後、借受人から提出された経過書に基づき、農地等調査委員会で協議し、現場に置かれた資材をすべて撤去できれば、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただき、その指示に従い資材が撤去されたことを確認できたため、転用申請を受け付けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の水路に排出される計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、細江町地先の案件です。

45ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、46ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、服部委員よりご報告いただきます。

(36番 服部委員)

番号9について報告します。47ページの航空写真をご覧ください。

番号9は、土地の表示、細江町地先、畑566㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、農地、西は道路、南は農地、北は宅地です。

48ページの写真をご覧ください。

借受人夫妻が妻の父親名義の土地を借り受けて、住宅を建築することになり、転用申請

を出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、集水桝等を通じて敷地西側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、曾根町地先の案件です。

49ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農業用施設の設置の場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、50ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、農業用資材置場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、筒井委員よりご報告いただきます。

(35番 筒井委員)

番号10について報告します。51ページの航空写真をご覧ください。

番号10は、土地の表示、曾根町地先、畑618㎡のうち358㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は宅地、北は農地です。

52ページの写真をご覧ください。

譲受人が、農業用資材置場として使用するために、申請地を購入することで話がまとまり、転用申請が出されたものです。なお、同敷地内に倉庫が建っており、この施設も農業用倉庫として購入する予定であり、同敷地部分は、すでに令和元年に転用許可が得られております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の水路に排出される計画であり、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第94号について、ご意見、ご質問等を求めます。
ございませんか。

(会長)

私から質問させていただきます。

申請番号7の上野町地先の案件で、転用申請地が赤で囲ってあって、南側に土地が残っている所があります。現況平面図の黄色いところが今回の申請地で、申請地の南側の土地は、対象ではないのですか。

写真を見ると、ここも盛土しているように見え農地の状況ではありませんが、現地へ行かれて、疑問には思われませんでしたか。

(事務局)

この敷地についても、道路整備の時に分断されているような農地で、同時期に土が入ってしまった状況だと思われれます。

ご指摘の敷地についても、今回の譲受人は、現在、交渉をされており、一体として使いたいと思っておられますが、地権者と最終的な合意が得られず、合意に至れば転用申請が出てくるというようなところです。

(会長)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

はい、片山委員。

(17番 片山委員)

申請番号1の案件で、備考欄の令和7年10月の軽微変更済というのは、何を変更したか教えてください。

(事務局)

ここは、農振区域と言われる、いわゆる青地です。転用の場合は、農振除外の手続後に造成を行うこととなりますが、申請番号1は、農業用施設用地で、農業用の道具類や農機具置場等の倉庫ですと、軽微変更で手続が進められ、用途区分を農用地から農業用施設用地に切り替えることができる制度がありますので、備考欄に記載しております。

(17番 片山委員)

申請地の写真では既に埋め立てているように見えますが、軽微変更をしているので、埋め立てたということですか。

(事務局)

埋立てをしている訳ではなく、土を削っているだけです。

(会長)

よろしいですか。

(17番 片山委員)

はい。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第94号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年12月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地

改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。総会資料19から26ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました、番号1から番号88の88件、長浜南部土地改良区から申出がありました、番号1から番号8の8件、姉川沿岸土地改良区から申出がありました、番号1から番号8の8件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。

会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第95号について、ご意見等がありましたら承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員につきまして、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。5番 脇坂良平委員、12番 中川亜希委員、28番 多賀正和委員が該当いたします。

それ以外で、該当される方はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いいたします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後4時5分 閉会